

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月4日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター
院長 木村 啓 二

1 調達内容

- (1) 調達件名 自家用電気工作物保安管理業務委託 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日（3年間）
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター
- (5) 入札方法

入札金額については、契約の履行に要する一切の費用を含めた金額を記入すること。

なお、落札の決定は最低価格落札方式とし、入札書に記載された1ヶ月当たりの金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には税抜価格を記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 次の①、②又は③のいずれかに該当しない者であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 前各号に類する行為を行なった者

- ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者

- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下

「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒020-0133 岩手県盛岡市青山1-25-1
独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター 事務部企画課 企画課長
電話：019-647-2195 (内 215) e-mail：109-kikaku@mail.hosp.go.jp

(2) 入札書の受領期限

令和7年2月20日(木) 17時00分
(郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)

(3) 開札の日時及び場所

令和7年2月25日(火) 10時00分
独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター 第3研修室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 交渉権者及び契約価格の決定

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(4) 手続における交渉の有無

無。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

(8) 詳細は入札説明書による。